

特定薬剤治療管理料の見直し

特定薬剤治療管理料

- 薬物血中濃度の測定による計画的な治療管理（Therapeutic Drug Monitoring : TDM）の評価である特定薬剤治療管理料1について、ブスルファン点滴投与患者における血中ブスルファン濃度を測定し、投与量を適切に個別管理した場合を追加する。

現行

【特定薬剤治療管理料】

[算定要件]

- 2 特定薬剤治療管理料
 - イ 特定薬剤治療管理料1 470点
 - ロ 特定薬剤治療管理料2 100点

ア 特定薬剤治療管理料1は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。
(イ)～(ネ) (略)

[施設基準]

(2) 特定薬剤治療管理料1の対象患者
別表第二の一に掲げる患者

別表第二 特定疾患治療管理料に規定する疾患等
— 特定薬剤治療管理料1の対象患者
(1)～(12) (略)

改定後

【特定薬剤治療管理料】

[算定要件]

- 2 特定薬剤治療管理料
 - イ 特定薬剤治療管理料1 470点
 - ロ 特定薬剤治療管理料2 100点



ア 特定薬剤治療管理料1は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。
(イ)～(ネ) (略)

(ナ) ブスルファンを投与している患者

[施設基準]

(2) 特定薬剤治療管理料1の対象患者
別表第二の一に掲げる患者

別表第二 特定疾患治療管理料に規定する疾患等
— 特定薬剤治療管理料1の対象患者
(1)～(12) (略)

(13) ブスルファンを投与している患者

※ブスルファン注射液は造血幹細胞移植前治療の標準薬であり、海外ではTDMに基づく投与が推奨されていることから、我が国においてもTDMによる評価を行ったもの。